

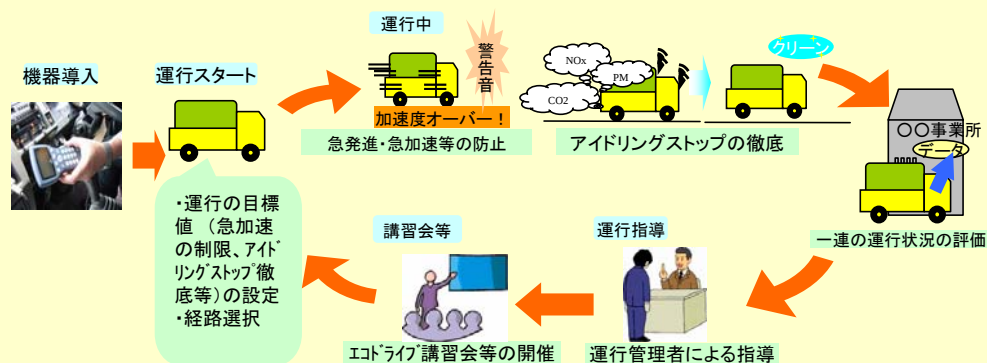
エコドライブ管理システム(EMS)の全面導入によるエコドライブの推進

EMSの普及により、自動車運送事業者等の省エネ対策を推進

概要

自動車交通分野のCO₂排出量は、運輸部門のCO₂排出量の約9割を占めており、京都議定書の目標達成を確実なものとするためには、自動車交通分野の地球温暖化対策を強力に推進していくことが重要。

このため、自動車運送事業者等による省エネ対策の取組みを一層推進する観点から、トラック・バス・タクシーにおいて、エコドライブを計画的かつ継続的に実施するとともに、運行状況の指導を一体的に行う仕組み(EMS(エコドライブ管理システム))を推進し、デジタル式運行記録計などエコドライブ関連機器の導入費用の一部を補助することにより、EMSの全面導入を図る。



実施内容

自動車運送事業者等のエコドライブを推進するため、経済産業省と連携してエコドライブ管理システム(EMS)用機器の導入費用に対する補助を実施。

具体的には、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)のエネルギー使用合理化事業者支援事業において公募予定であり、トラック・バス・タクシー事業者等から26億円程度応募見込み。

補助対象機器

デジタル式運行記録計などのEMS用車載器及び事業所用機器(分析ソフト、カードリーダー)
補助率1/3

スケジュール(予定)

3月下旬	EMS普及事業者による参加事業者の募集
3月下旬～5月下旬	NEDOによる公募
7月頃	事業開始

(参考)

参加自動車運送事業者等の要件(リース方式の場合)

- ・1事業所あたり一定台数以上新たにEMS用機器を導入すること。
- ・EMS用機器の種類及び導入台数を決定していること。
- ・EMS用機器の導入については、国土交通省の認定したEMS普及事業者とリース契約を締結すること。
- ・参加する事業所における機器導入予定車両の前年度月別の燃料種別燃料使用量と走行距離の実績を把握していること。
- ・参加申込みまでに今回の事業における省エネ目標を立てるとともに、エコドライブを推進するための管理者を選定する等社内での推進体制を整えること。
- ・省エネ目標を確実に達成すること。

・補助事業完了後1年間、燃料種別燃料使用量と走行距離の実績を記録し、EMS普及事業者へ報告すること。等

※EMS用機器について、買取りでの導入を希望する場合には、自ら事業実施計画を作成し、国土交通省の認定を受けた上で、NEDOに直接補助申請をする。また、補助事業完了後には、NEDOへの実績報告を行い、約1年後にNEDOが主催する成果発表会での報告等が義務付けられる。